

グリーンイノベーション基金事業/
「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト

公募説明会

令和4年3月22日（火）

14:00～15:30

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
グリーンイノベーション基金事業統括室
省エネルギー部

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

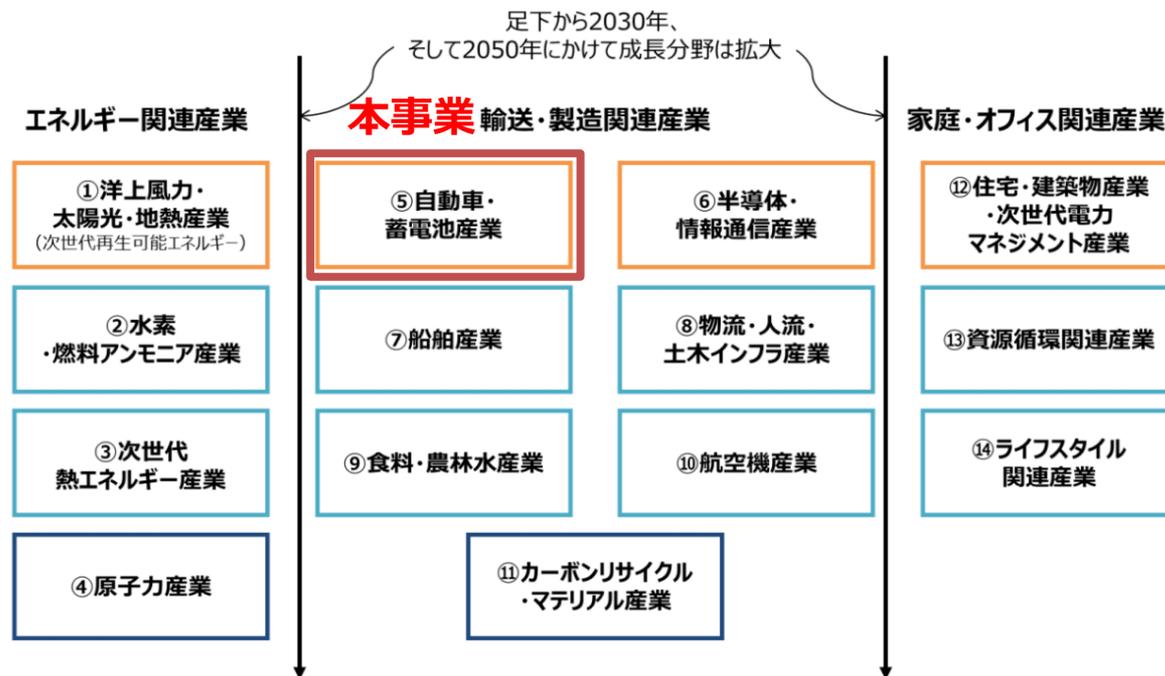
1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明
4. 事業戦略ビジョン（提案書）の作成について
5. 事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明
4. 事業戦略ビジョン（提案書）の作成について
5. 事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する

- 産業分野毎の特性も考慮した上で、プロジェクト毎に野心的な2030年目標を設定
- グリーン成長戦略において実行計画を策定している重要分野を対象
- 研究開発成果を社会実装につなげるため独自の仕組みを導入（後述）



○グリーン成長戦略において実行計画を策定した重点14分野

グリーンイノベーション基金事業の基本方針

基金事業における支援対象、成果を最大化するための仕組み及び実施体制等、各研究開発分野に共通して適用する事業実施に係る方針を定めたもの

研究開発・社会実装計画

基金事業で実施する各プロジェクトの 2030 年目標・研究開発項目・対象技術の成熟度・予算規模・スケジュール等を記載した計画書

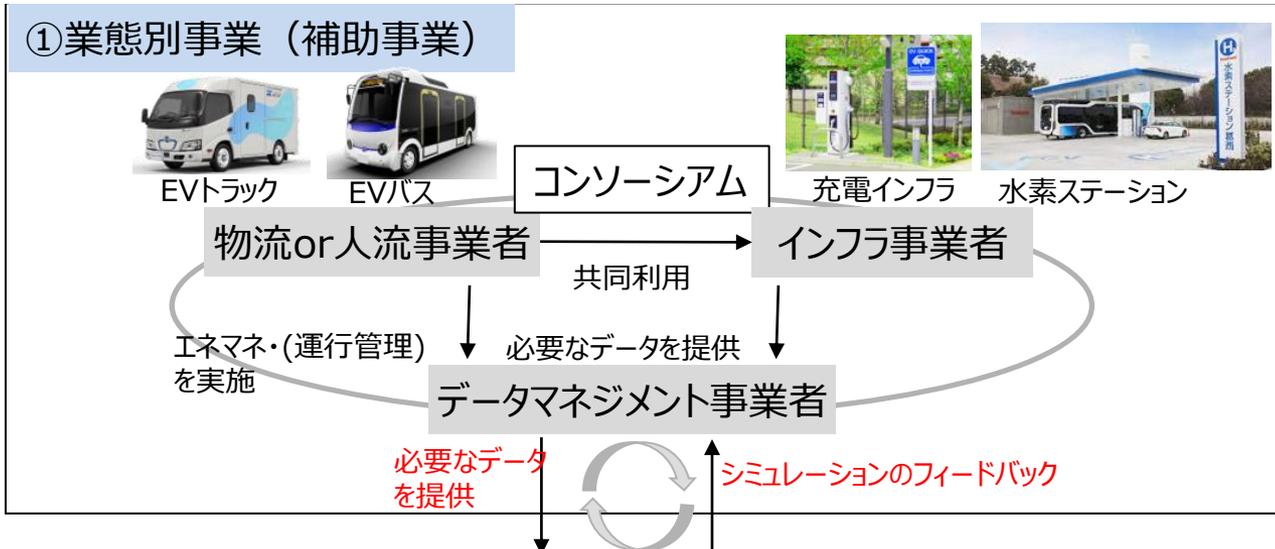
公募要領

基本方針及び社会実装計画に基づき公募の対象や要件、提案方法、契約・交付に係る留意事項等を記載したもの

スマートモビリティ社会の構築（商用車の電動化の推進）（国庫負担額：上限1,130億円）

- 運輸部門のCO₂排出の約4割を占める商用車のカーボンニュートラル化に向けては電動車の普及に加え、エネルギーマネジメントや運行管理の最適化によるエネルギー使用量の抑制が重要。
- このため、①バス・タクシー・トラック等の業態別やEV/FCV等の動力別に異なるケースで、エネルギーコスト・CO₂排出最小化と運輸効率最大化に向けた運行管理のためのシミュレーションシステムを構築・検証。
- さらには、②複数の業態別事業から様々なデータを収集し、気象等のデータも活用しつつ、社会全体の最適化シミュレーションシステムを構築・検証。充電・充てんインフラの最適配置やエネルギーシステムへの負荷抑制を目指す。

個別事業者毎に、一定のエリアにおいて、電気自動車又は燃料電池自動車を大規模に（100～1,000台程度）運用し、電気自動車又は燃料電池自動車について、運行管理と一体的にエネルギーマネジメントを行うシステムを構築・検証する。



・・・バス、トラック等のユースケースや地域性などによって複数の実証を実施。

②社会全体の最適化シミュレーションシステムの開発（国の委託事業）

✓ 複数の補助事業者から得られたデータを活用し、エネルギーシステムへの負荷軽減のための運行管理と一体的なエネルギーマネジメント、充電インフラや水素ステーションの最適配置といった社会全体での最適化シミュレーションを構築・検証。

目的

運輸部門の脱炭素化に向け、シミュレーション技術を活用し、社会全体及び個別事業者における**エネルギー利用・運行管理等の最適化**を実現するスマートモビリティ社会の構築を目指し、以下のテーマに取り組む。

【研究開発項目】スマートモビリティ社会の構築に向けたEV・FCVの運行管理と一体的なエネルギーマネジメントシステムの確立

【研究開発内容(1)】商用利用される電気自動車・燃料電池自動車の本格普及時における**社会全体最適を目指したシミュレーションシステム構築**に関する研究開発（委託）

【研究開発内容(2)】商用利用される電気自動車・燃料電池自動車の大規模導入を実現するために必要となる**運輸事業者における運行管理と一体的なエネルギーマネジメント等**に関する研究開発（補助）

※「補助」とはNEDO公募要領にある「助成」または「助成事業」のことをいう。

予算（NEDO負担額上限）

【研究開発内容(1)】：上限110億円

【研究開発内容(2)】：上限1,020億円

◆研究開発内容(1)：シミュレーションシステム構築に関する研究開発（委託）

- 様々な方式がありうることから、**目標設定と具体的な達成方法は申請者の創意工夫に委ねる。**
ただし、下記を踏まえて目標設定すること。
 - ① 最低3以上の運輸ケースにおいて、シミュレーションシステムを構築し、実用性を検証すること。
 - ② 社会実装をする上で必要となる事項（民間事業者から入手する必要があるデータの内容やその流通の仕組み等）についても、整理・検討した上で、その結果も踏まえ、システムを構築・検証すること。
 - ③ GHG排出量の予測量に関するモデルも提示できるシステムとすること。

◆研究開発内容(2)：運行管理と一体的なエネルギーマネジメント等に関する研究開発（補助）

- 様々な方式がありうることから、**目標設定とな具体的な達成方法は申請者の創意工夫に委ねる。**
ただし、下記を踏まえて目標設定すること。
 - ① 一定のエリア（3から5の事業所、中程度の県、幹線道路等、商用車の利用形態に応じて適切なエリア）において、**電気自動車又は燃料電池自動車を運用**すること。
 - ② 当該システムを活用することで目指す**エネルギー利用最適化及びCO₂排出量削減に関する定量目標の設定を必須**とする。事業形態によって水準が異なると考えられることから、一律には設定しない。
 - ③ 既存で普及していない技術（交換式バッテリーや無線給電技術等）を活用することが必要であり、かつ、技術課題があると考えられる場合には、合わせて、その技術を確立することとし、その開発に関する定量目標については、個別の技術内容に応じて、事業者自ら設定すること。

「スマートモビリティ社会の構築」のスケジュール案

- TRLを考慮しつつ、研究開発のステージ・スケジュールを設計。また、**ステージゲートのタイミング**は、効果的な開発・社会実装に資するよう、**プロジェクト期間中であっても必要に応じて見直しを行う**。
- また、補助事業において**実証に必要な台数については、ステージゲート毎に見直しを行う**。
- 以下のスケジュールは、あくまで一例であり、**事業者の提案において、早期の目標達成のために最適なスケジュールを組むことは妨げない**。

★ : ステージゲート

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
【研究開発項目】スマートモビリティ社会の構築に向けたEV・FCVの運行管理と一体的なエネルギーマネジメントシステムの確立											
(委託事業) 商用利用される電気自動車・燃料電池自動車の本格普及時における社会全体最適を目指したシミュレーションシステム構築に関する研究開発 委託事業と補助事業が連携しながら推進	TRL: 4		★		TRL: 5		★		TRL: 6 / 7		
	データ構造設計		モデルの精度・有効性検証		シミュレーション対象の大規模化開発		他PF連携による付加価値向上・社会実装形態の設計・検証				
(補助事業) 商用利用される電気自動車・燃料電池自動車の大規模導入を実現するために必要となる運輸事業者における運行管理と一体的なエネルギーマネジメント等に関する研究開発	小規模実証から得られるデータを提供		シミュレーションモデルを補助事業で活用		大規模化した実証から得られるデータを提供		シミュレーションモデルを補助事業で活用		委託事業の成果の社会実装形態を協議		
	現運行車データ取得		小規模電動車運用実証		実証規模拡大・仮説検証・大規模課題策定		充電充てんインフラ設計、設置・電動車FMS/EMS開発・実証・大規模実証、仮説検証		CO2排出削減と事業成長の両立トライアル		
		TRL: 4 / 5			★		TRL: 6		★		TRL: 7

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明
4. 事業戦略ビジョン（提案書）の作成について
5. 事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

- ◆ 提出期限：2022年4月27日（水）正午アップロード完了
- ◆ 提出先：以下リンクから必要事項を入力し、提出書類をアップロードしてください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/wu6b4uqfy0oa>

提出書類

- ①事業戦略ビジョン（別添1）
- ②積算用総括表（別紙1）
- ③研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書の記入について（別添2）
- ④e-Rad応募内容提案書（4.(5)参照）
- ⑤(委託事業のみ) N E D O事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について（別添3）
- ⑥ 関連書類(以下の書類は、webアドレスで公開していれば、URLの記載で代替可。)
 - ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）、直近の事業報告書、財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）（審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）
- (以下任意)
- ⑦(委託事業のみ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について（別添4）
- ⑧(委託事業のみ) N E D Oが提示した契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ⑨電動車等費用積算資料一式（別添5）
- ⑩（助成事業者と車両運行者が異なる場合のみ）別表1に示すデータ取得業務に係る概算見積書

- ◆ 応募資格のある提案者は、次の(i)～(vi)までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託・交付を希望する企業等とします。
- i. 2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、**企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）**が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な**事業戦略ビジョン（別添1）**を提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の**成果活用場所に国内を含むこと**。我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施することは可能。（8.留意事項(6)参照）
- iii. プロジェクトの**主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手**であること。（企業等の支出が過半を占める必要がある。）ただし、研究開発・社会実装計画において**★マーク**がある研究開発内容（プロジェクトの実施にあたって必要となる**共通基盤技術の開発等**）については、**大学・研究機関等が主たる実施者（支出が過半を占める実施者）**となる**ことが可能**。また、採択後に本プロジェクトの他の研究開発内容の実施企業等と連携することを要件として、**大学や研究機関等のみで★マークがある研究開発内容に応募することも可**とする。（8.留意事項(1)参照）

- iv. 助成事業者は、電気自動車・燃料電池自動車の実証において、**別表1に示すデータを取得し、委託事業者に提供すること**。また、プロジェクト期間中に追加で必要となるデータの取得・提供についても委託事業者との協議の上、合意した仕様で提供に応じること。なお、**提供するデータに営業秘密を含む場合は、委託事業者と助成事業者の間で営業秘密を含むデータの適切な取り扱いに関する契約を締結**すること。
- v. （委託事業のみ）N E D Oが指定する情報管理体制を有していること。（別添3参照。）
- vi. （助成事業のみ）助成事業者は、助成事業者と車両等の運行や管理を行いつつデータを取得する者（以下「車両運行者」という。）が異なる場合においても、車両運行者が購入した電気自動車・燃料電池自動車及びそれらに関連する設備（以下「電動車等設備」という。）に対して、**自らが取得した場合と同等の管理**（助成金の交付の目的に反して電動車等設備を使用しない等）が求められると共に、その電気自動車・燃料電池自動車の耐用年数期間中は別表1で示すデータの継続取得に努めること。また、助成事業者は、助成事業者と車両運行者が異なる場合、**自らが電動車等設備を取得した場合と同等の管理とデータの継続取得が確実に実行されることを取り決めた契約**を、車両運行者との間で締結すること。

①データ取得対象車両

原則、本事業において電動車へ置き換え予定の非電動車及び置き換え後の全ての電動車

②データ取得対象期間

原則、本事業の参加期間（取得した電動車の耐用年数期間中は、事業終了後もデータの取得提供の継続を求める）

③データ授受方法

全データを日付毎のファイルにまとめ、1ヶ月分をまとめて提出（事業後半では通信によるデータ送信も想定）

④データ取得提供分類（次ページ以降の表）

A: 必須で提供（原則、事業全期間）

B: 必須であるが、取得方法・期間については委託・補助連携委員会（仮称）で協議し決定

C: 提出を求めるケースがあるが、取得方法・項目・期間については委託・補助連携委員会（仮称）で協議の上、決定

データ項目表 (1)

公募要領P34-36

車両・走行データ		項目	単位	サンプリング	想定取得方法	提供分類
出力情報		時刻	年、月、日、時、分、秒	0.1秒	CAN	A
	エンジン	出力演算に必要な情報		0.1秒	CAN	B
		燃料消費量	mL/秒	0.1秒	CAN	B
	発電機・燃料電池	出力	kW	0.1秒	CAN	A
		燃料消費量	mL/秒、g/秒	0.1秒	CAN	A
	電動機	出力	kW	0.1秒	CAN	A
		入力電力	kW	0.1秒	CAN	A
	蓄電池	入出力電流	A	0.1秒	CAN	A
		端子間電圧	V	0.1秒	CAN	A
		代表温度	℃	0.1秒	CAN	A
		SOH ¹	%	0.1秒	CAN	A
		SOC ²	%	0.1秒	CAN	A
エネルギー情報	時刻	年、月、日、時、分、秒	0.1秒	CAN	A	
	航続可能距離	km	0.1秒	CAN	A	
	電費 ³	Wh/km	0.1秒	CAN	C	
	燃費 ⁴	km/L	0.1秒	CAN	C	
	12V/24V系消費電力	kW	0.1秒	CAN	C	

1 State Of Health

2 State Of Charge

3,4 CANデータからの演算値

データ項目表（2）

公募要領P34-36

車両・走行データ		単位	サンプリング	想定取得方法	提供分類
運行軌跡	GPS緯度経度	度、度	0.5秒	デジタコ	A
	GPS標高	m	0.5秒	デジタコ	C
	GPS時刻	年、月、日、時、分、秒	0.5秒	デジタコ	A
走行状態	速度	km/h	0.1秒	CAN	A
	走行距離（TRIP/ODO）	km	0.1秒	CAN	A
	外気温、車内温度	℃	0.1秒	CAN	B
	ETC入退場時刻	年、月、日、時、分、秒	イベント時	Web履歴	C
車両基本情報	ID毎の車両諸元				A
トラック・バス・タクシー共通	出発地・目的地 位置	度、度	イベント時		C
	出発地・目的地 時刻	年、月、日、時、分、秒	イベント時		C
トラック等	荷積み・荷下ろしタイミング	年、月、日、時、分、秒	イベント時	計測器	B
	積載重量（率）	トン（%）	イベント時	計測器	B
	荷室の温度	℃	0.1秒	計測器	C
	荷室のクーラー電力	kW	0.1秒	計測器	C
バス	乗客・降車タイミング	年、月、日、時、分、秒	イベント時		B
	乗客人数	人	イベント時		B
タクシー	乗客・降車タイミング	年、月、日、時、分、秒	イベント時		B
	配車回数	回/日	日		B

データ項目表 (3)

公募要領P34-36

	インフラ等データ	単位	サンプリング	想定取得方法	提供分類
水素ステーション	車両ID ⁵		イベント時		C
	消費電力量	kWh/日	日		C
	水素充填量	kg/回	イベント時		C
	充填開始・終了時間	年、月、日、時、分、秒	イベント時		C
	水素充填量推移	g/秒	イベント時		C
	ステーション内の水素総残量	kg	イベント時		C
事業所	事業所の契約電力情報				B
	使用電力推移 (受電、分岐)	kW	1分		B
充電インフラ	車両ID ⁶		イベント時		A
	充電器の諸元・設置場所				A
	開始・終了時刻	年、月、日、時、分、秒			A
	消費電力量	kWh/日	日		C
	充電電力量	kWh/回	イベント時		C
	充電器の定格電力	kW			C
	充電電力推移	kW	1秒	計測器	B
	受電端有効電力/無効電力	kW/kvar	1秒	計測器	C
	受電端電流実効値/電圧実効値	A/V	1秒	計測器	C
	受電端周波数	Hz	1秒	計測器	C

5,6 車両データと紐付けた形で特定できるようにすること。

データ項目表（４）

公募要領P34-36

インフラ等データ		単位	サンプリング	想定取得方法	提供分類
その他の充電方法 (例)	交換式バッテリー ⁷		イベント時		C
	無線給電 ⁸	kWh/日	日		C
その他	走行映像 ⁹			ドラレコ	C

- 7 交換式バッテリーの蓄電池データについては、車両・走行データにおける蓄電池から取得できるデータと同様のデータを取得する。
- 8 無線給電の既存で普及していない技術については、エネルギーマネジメントに必要なデータが不明確であるため、申請があった場合、別表 1 にある他のデータ項目を参考とした上で、委託事業者と助成事業者で協議の上、詳細なデータを決定する。
- 9 走行映像については限定的に提出を求めるケースがあるが、提出の可否については、委託事業者と助成事業者で協議の上決定する。

- ◆ 本プロジェクトでは営業運行を行う車両を電動車に置き換えて大規模実証を行うため、資産（車両）を複数調達することが想定されます。さらに、車両運行者が助成先または助成先以外と異なることが想定されるため、**資産となる電動車の取得費用およびその運行管理に伴う費用については十分精査する必要があります**。そこで助成先は以下の事項に留意し、適切な管理を徹底することが求められます。
 - ✓ 提案の段階で**事業に用いる予定の全ての電動車等**について、概算見積もり書（取得予定電動車とその比較対象となる非電動車分）等を用いて**その仕様と価格情報を提出**すること（別添5の提出）
※国の補助金との併用はできません。（例えば以下のようなもの）
 - ・国交省 事業用自動車における電動車の集中的導入支援事業、地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進事業
 - ・環境省 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業
 - ✓ 本事業に用いる電動車両等については**車両運行者が助成先か助成先以外かに関わらず全てリスト化**して管理すること。（NEDO事業に活用されていることが**外から分かるようにNEDOが配布するステッカー一等を貼っていただく**予定）
 - ✓ 本事業に用いる**電動車両等を調達する際には事前にNEDOに相談**すること。その際、提案時の情報との差異がある場合はその理由を説明すること。
 - ✓ 水素燃料代については実費を証明する書類をもって費用計上すること。

- ◆ 本プロジェクトでは助成先ではない車両運行者が電動車等を取得し、運行やエネルギーに関するデータを取得することも想定しているため、その**データ取得に係る契約では以下の点について協議の上、契約を締結してください**。また助成先はその契約通り運用されていることを定期的に確認してください。
 - ✓ 電動車等調達の際に**車両運行者は助成先が調達する場合と同様の費用負担**をすること。
 - ✓ **電動車等の調達には助成先の承認が必要**で、助成先はその仕様と価格妥当性について精査して判断すること。（NEDOは助成先にその電動車等の仕様及び妥当性確認資料の提出を求めます）
 - ✓ **電動車の耐用年数期間中はデータ取得を継続**すること。
 - ✓ 調達した電動車等については電動車の仕様、台数、取得年月日、金額、耐用年数、保管場所等を**一覧にまとめて管理**を行うこと。（NEDOは車両運行者による管理実態を直接確認することがあります）
 - ✓ やむなくデータ取得ができなくなった場合の理由に合わせた処置（費用返還など）。
 - ✓ データ取得が継続されていても不適切な利用（例えばプライベート利用など）がされた場合の処置。
 - ✓ 電動車等が耐用年数期間内にやむなく廃棄されることになった場合の理由に合わせた処置。

- ◆ 採択審査は、書面審査、面接審査により実施します。
 - 書面審査は、N E D Oに設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の産業構造転換分野ワーキンググループ（以下「WG」という。）委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。
 - 面接審査は、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員（取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。）以上の参加を求めます。

◆ 採択審査の基準

- i. 研究開発計画について（技術面）
- ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）
- iii. イノベーション推進体制について（経営面）
- iv. その他

→詳細は公募要領（P15-16）をご確認ください。

2022年

3月14日：公募開始

3月22日：公募説明会（オンライン）

4月27日正午：公募締切

5月下旬（予定）：技術・社会実装推進委員会（面接審査）

6月上旬（予定）：契約・助成審査委員会（提案者は参加しません）

6月上旬（予定）：委託・交付先決定

6月中旬（予定）：公表（ニュースリリース）

8月以降（予定）：契約・交付（助成事業開始）

◆ 本プロジェクトの内容及び契約・交付に関する質問等は本日も質疑の時間で受け付けますが、それ以降のお問い合わせは、2022年3月22日から4月25日の間に限り以下の問い合わせ先にE-mailで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(1) 公募の内容及び契約・交付に関する問い合わせ（(2)に関する問い合わせは除く）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部 関子、皆川、植松、奥山

E-mail : gi-smamobi-kobo@ml.nedo.go.jp

(2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省製造産業局自動車課 西野、山本、井堀

Tel : 03-3501-1511 (内線3831)、03-3501-1690 (直通)

Fax : 03-3501-6691

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. **グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明**
4. 事業戦略ビジョン（提案書）の作成について
5. 事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

◆ 毎年度のWGへの出席

「主要な企業等の経営者（※1）」、「大学や研究機関等の代表者（※2）」は毎年度WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、取組状況等を説明していただきます。

(※1) 主要な企業等の経営者

① WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体（大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合には幹事会社）、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等（コンソーシアム単位ではなく企業等の単位）

② 企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有するもの。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

(※2) 大学や研究機関等の代表者

大学や研究機関等のみでの応募（研究開発内容（1）に限る）により採択された研究を担う者が所属する組織において、体制構築や取組方針の策定について責任を有する者を想定し、機関全体の長に限定はしない。

◆ 毎年度のマネジメントシート提出

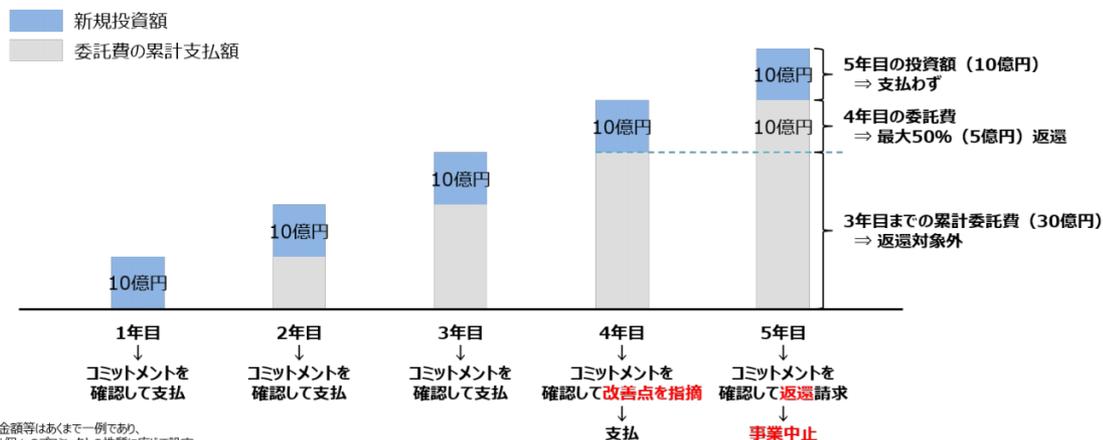
- プロジェクトに参加する（主要企業以外も含めた）**全ての企業等**は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした（又は修正した）上で公開する予定です。
- 大学、公的研究機関、再委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。ただし、大学や研究機関等のみでの応募（研究開発内容（1）に限る）により採択された際には、取組状況を示すための書面の提出を別途求める場合があります。

- ① 経営者自身の関与（プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等）
- ② 経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等）
- ③ 事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）

◆ 取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還 (※大学や公的研究機関、再委託先等は適用外)

- WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である（例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備等）と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。
- 改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、プロジェクトの中止に係る意見を決議し、部会の最終決定がなされた場合、企業等に対して、【（指摘を受けた事業年度の受領額）×（返還率）】の委託費の一部返還を求めます。（プロジェクトを中止した年度の経費は支払わない。また、助成事業の場合は、改善点の指摘後、改善が見られるまで助成金を支払わない。）返還率は、目標の達成度や困難度、公益性等を考慮し、WGにおいて3段階で評価されます（詳細は研究開発・社会実装計画を参照ください）。

《 10年100億円のプロジェクトで4年目に改善点の指摘、5年目に返還のケース》



◆ 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動 (※大学や公的研究機関、再委託先等は適用外)

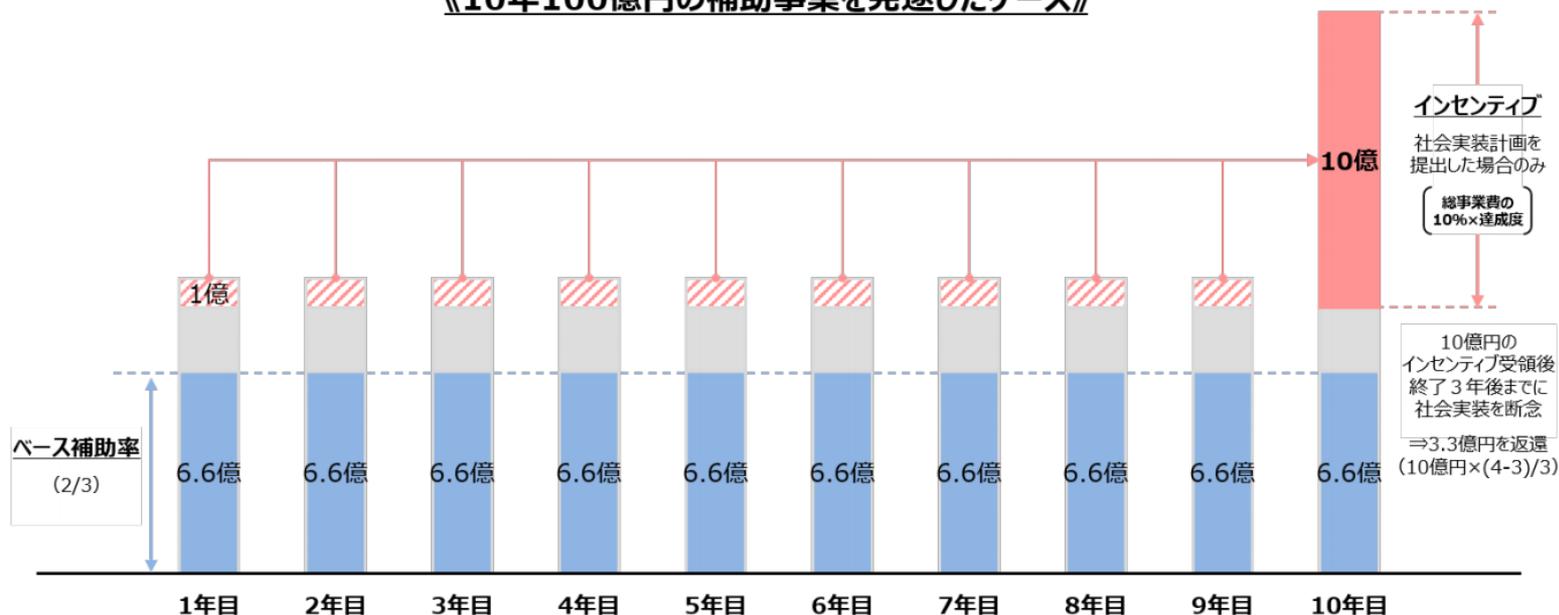
- 野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、プロジェクト終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、**成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます**。企業等には、プロジェクト終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある1. 事業戦略・事業計画に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む**社会実装計画を提出**いただきます。
- NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、【（総事業費）×（インセンティブ率）×（目標の達成度）】（＝インセンティブ額）の金額を付与**します。
(インセンティブ率を除いた委託費・助成金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画を参照ください。)



◆ 目標達成度等に応じた国費負担割合の変動 (※大学や公的研究機関、再委託先等は適用外)

- 助成事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のフォローアップにおいて、企業等は、**社会実装計画の指標が未達である場合に、【(インセンティブ額) × (4 - 確認時点のプロジェクト終了後年数 (1 ~ 3年)) / 3】の金額を返還**いただきます。

《10年100億円の補助事業を完遂したケース》



- 委託事業では、最新の業務委託契約約款に、グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款を付帯して契約締結を行い、助成事業ではグリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程に基づく交付決定を行います。
- 事務処理については、グリーンイノベーション基金事業に係る事務処理補足マニュアル（委託、助成共通）も併せてご参照ください。

① 資産の帰属

- 委託業務（企業・公益法人等が委託先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。

（約款第20条第1項）

- 委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。

② 資産の処分

- 委託先は、業務委託契約に基づき委託期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の譲渡価格は、取得価額から、取得日から事業終了日までの期間における年償却額により算定した額となりますが、譲渡価格算定に用いる取得価額は、インセンティブ額に応じて決定されます。

（約款第20条の2第1項・第3～4項、特別約款第3条第10～11項、第4条第6～7項）

- 計算例については、「本公募に関するQ&A」に掲載しております。

① 資産の帰属

- 取得資産の帰属は、事業者になりますが、助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。

（交付規程第16条第1項）

② 財産の処分制限

- 助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとする場合には、あらかじめNEDOの承認を受けていただく必要があります。

（交付規程第16条第3項）

- NEDOが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じた金額をNEDOへ納付することが条件となります。（交付規程第15条第3項）

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明
4. **事業戦略ビジョン（提案書）の作成について**
5. 事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

<基本的事項>

- 本基金事業では、「事業戦略ビジョン」がいわゆる提案書に当たります。
- フォーマットはあくまで例示であり、資料の体裁・分量を変えることは自由ですが、**各ページの記載ガイド（青色のボックス）**について十分な言及がない場合は、審査において**十分に評価されない可能性があります。**
 - ※各ページの記載ガイド（青色のボックス）は提出時に削除して下さい。
- 事実・データ等の記載は、出典を明記して下さい。
- 必要に応じて、参考資料（自由様式）を挿入して下さい。

<提案情報の扱い>

- 本事業戦略ビジョンのうち**非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記**下さい。非開示情報と認められる情報は、NEDOや担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。
- 上記の非開示とした情報を除いた上で、**NEDOホームページに採択者の「事業戦略ビジョン」を公開**する予定です。
- 本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に（年に1度を想定）更新の上、随時公開いただきます。

<コンソーシアムによる提案の場合>

- 事業戦略ビジョン（別紙1「積算用総括表」含む）は**事業者ごとに作成**してください。なお、どの者が作成したものが分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載して下さい。
- 別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載して下さい。
- 提案に当たっては、**コンソーシアム全体を統括する幹事企業**を決めて下さい。

事業戦略ビジョン

提案プロジェクト名：○○○

提案者名：A社（幹事企業）、代表名：代表取締役社長 aa aa

（共同提案者（再委託先除く）：B社） ※コンソーシアム等による共同実施の場合には、幹事企業を明記して下さい。

<注意事項>

- 本資料に記載している項目に必要情報を入力し、「事業戦略ビジョン」を作成してください。これが、いわゆる提案書に当たります。
- フォーマットはあくまで例示であり、資料の体裁・分量を变えること（既存の中期経営計画・経営ビジョン等の引用・挿入等を含む）は自由ですが、各ページの記載ガイド（青色のボックス）について十分な言及がない場合は、審査において十分に評価されない可能性があります。なお、事実・データ等の記載は、その出典を明記して下さい。
- 各ページの記載ガイド（青色のボックス）は提出時に削除して下さい。
- 必要に応じて、参考資料（自由様式）を挿入して下さい。

赤枠内には「作成者に関する情報」を記載してください。

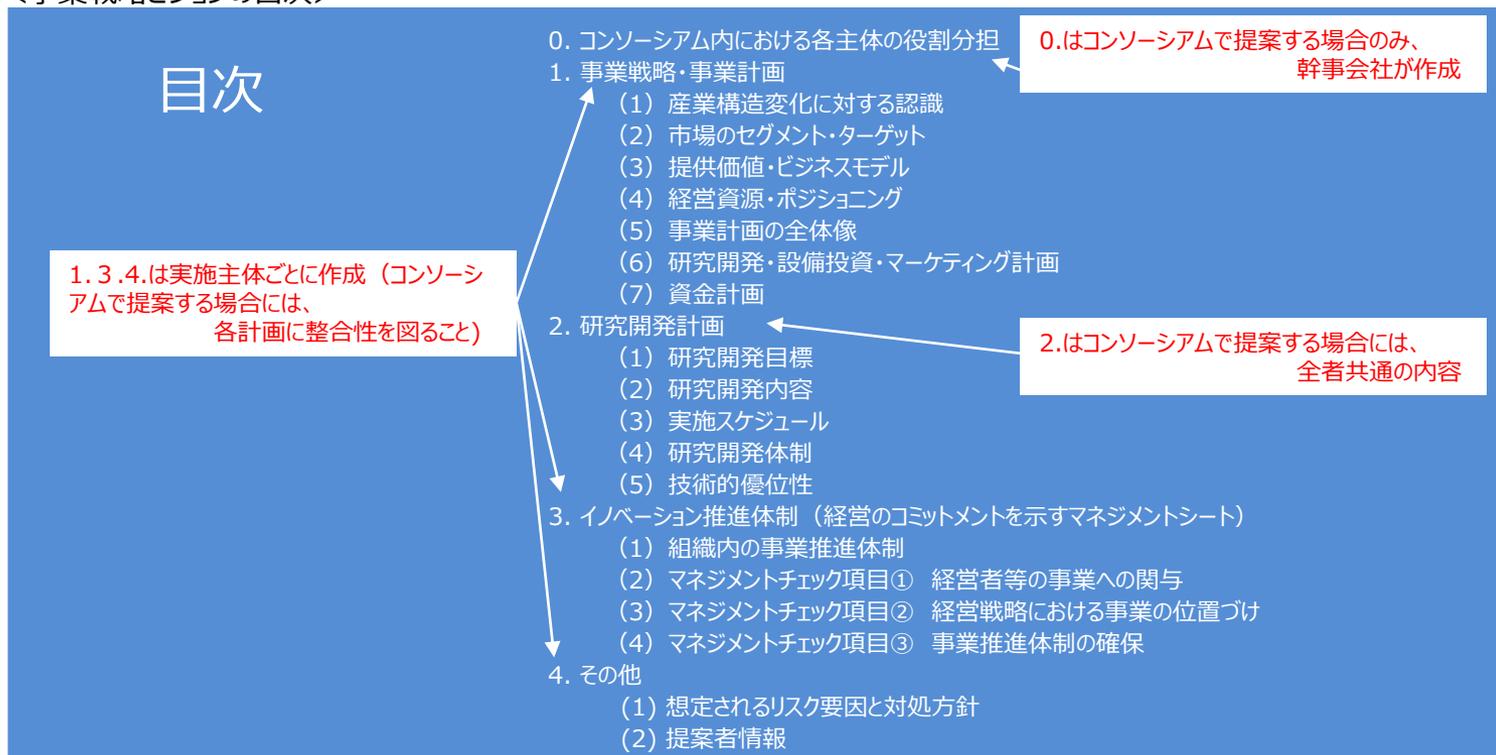
例）A社（幹事企業）、B社、C大学のコンソーシアムによる提案において、B社が作成する事業戦略ビジョンの表紙は以下のとおりになります。

提案者名：B社、代表者名：代表取締役社長 bb bb
（共同提案者：A社（幹事企業）、C大学）

<大学や公的研究機関、再委託先等の取扱い>

- 大学や公的研究機関は「2. 研究開発計画」及び「4. (2) 提案者情報」のみ提出して下さい。
※なお、研究開発内容（1）に大学や研究機関等のみで応募する場合は、
「2. (4) 研究開発体制」において、本プロジェクトにおける他実施者等との連携
「4. (1) 想定されるリスク要因と対処方針」において、事業の継続性担保
について、記載が必須です。
- 再委託先等は「事業戦略ビジョン」の提出は不要。※別紙1「積算用総括表」は再委託先等まで含めて作成が必要

<事業戦略ビジョンの目次>



1) 1.事業戦略・事業計画/(5)事業計画の全体像の記載について

事業戦略ビジョンフォーマット P9 (1.事業戦略・事業計画)

- 本プロジェクトと無関係な事業・研究開発については、本ビジョンに記載いただく必要はありません。
- 但し、「会社全体の売上高研究開発費比率」については 当該事業以外も含む、会社全体の研究開発費／会社全体の売上高より算出してください。

1. 事業戦略・事業計画 / (5) 事業計画の全体像

〇〇年間の研究開発の後、XX年頃の事業化、YY年頃の投資回収を想定

投資計画

- 研究開発の不確実性を前提とした上で、一定の仮定に基づき、2035年頃までの長期的な事業スケジュールの概要を記載
- 提案時点での数字や内容は必ずしも正確である必要はなく、研究開発成果を用いた製品・サービス等の事業化、収益化・事業成長の見通し・スケジュール（当初計画）を確認するもの
- 今後、分野別ワーキンググループにおけるモニタリングにおいて、当該情報をアップデートした上で、定期的に確認を行う予定

直近の決算情報	研究開発				事業化			投資回収	計画の考え方・取組スケジュール等		
	N0年度	N1年度	...	N10年度	...	NX年度	...	N15年度 N15年度 まで合計		NX年度	
売上高	-	-	...	-	...	XX円	...	XX円	XX円	・NX年には、まずはXX市場での導入を図り、NY年度にはXX件程度、NZ年度にはXX件程度の販売実績を想定	
原価	-	-	...	-	...	XX円	...	XX円	XX円	・XXX	
研究開発費	XX円	XX円	...	XX円	...	-	...	-	XX円	・NX年頃から最大需要家との共同開発開始を想定	
設備投資費	XX円	XX円	...	XX円	...	XX円	...	XX円	XX円	・XXX	
販売管理費	XX円	XX円	...	XX円	...	XX円	...	XX円	XX円	・NX年頃にはサンプル製品提供により顧客ニーズを確認	
営業利益	XX円	XX円	...	XX円	...	XX円	...	XX円	XX円	・XXX	
取組の段階	事業化可能性の検証	研究開発の開始	...	XXX	...	事業化	...	XXX	XXX	投資回収	・XXX
会社全体の売上高研究開発費比率	X%	X%	...	X%	...	X%	...	X%	XXX	X%	・XXX
CO ₂ 削減効果	-	-	...	-	...	XXトン	...	XXトン	XXトン	XXトン	・XXX

研究開発・社会実装計画の目標の内、アウトカムにあるCO₂削減効果の算定の考え方と整合するよう算出すること

NX年度までの費用対効果
 総投資額 ○億円 ≤ 総収益額 ○億円

2. 研究開発計画

3) 2.研究開発計画の記載にかかる留意事項について



事業戦略ビジョンフォーマット P12～18 (2.研究開発計画)

- アウトプット目標を達成するために解決すべき課題や方法を整理して記載してください。また、これらが他の研究等と比較して新規性があり、技術的に優れていることを図表等で表現し、分かりやすく記載してください。
- 現状の技術課題、その課題を解決する当該技術における独自性・新規性・優位性・実現可能性・残された技術課題に関する解決の見通し等について言及ください。
- なお、複数企業等の連名提案の場合は、各機関の役割分担と必要性を明確にするとともに、どのように連携・協調しながら課題を解決するかを説明してください。

5) 2.研究開発計画/(3)実施スケジュール

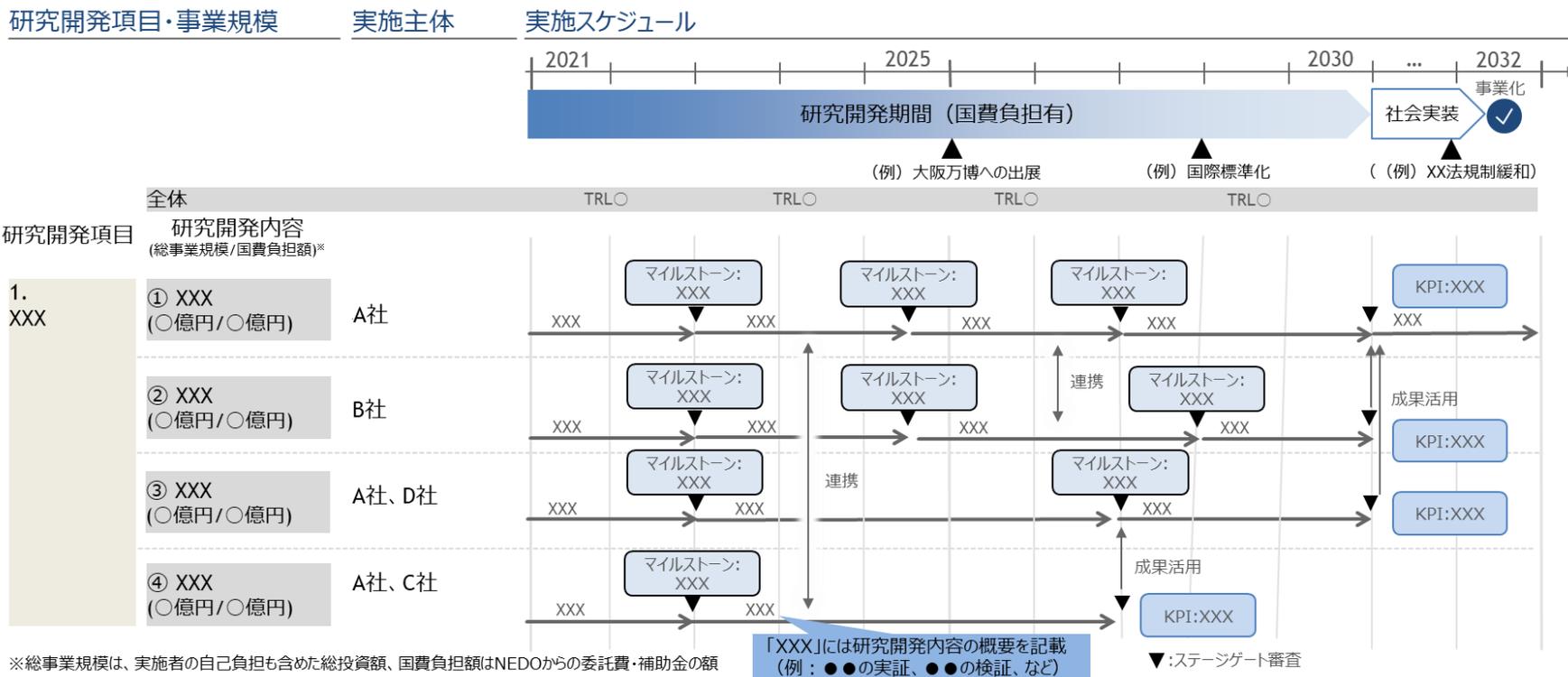


事業戦略ビジョンフォーマット P16 (2.研究開発計画/(3)実施スケジュール)

2. 研究開発計画 / (3) 実施スケジュール

複数の研究開発を効率的に連携させるためのスケジュールを計画

- 研究開発・社会実装計画に記載した想定スケジュールを参考にして、研究開発項目・内容ごとの実施スケジュールを記載
- 前述のKPI達成状況を示す途中段階のマイルストーン、相互の取組の関係性、ステージゲート審査の希望タイミング等を記載 (採択後、実際のマイルストーン、ステージゲートのタイミング、KPI、各ステージの補助率等を調整する場合あり)
- 国による支援期間のみならず、プロジェクト終了後の社会実装に向けた取組スケジュール (必要な支援策・制度整備等) も記載



*総事業規模は、実施者の自己負担も含めた総投資額、国費負担額はNEDOからの委託費・補助金の額

6) 2.研究開発計画/(3)実施スケジュール TRLと補助率



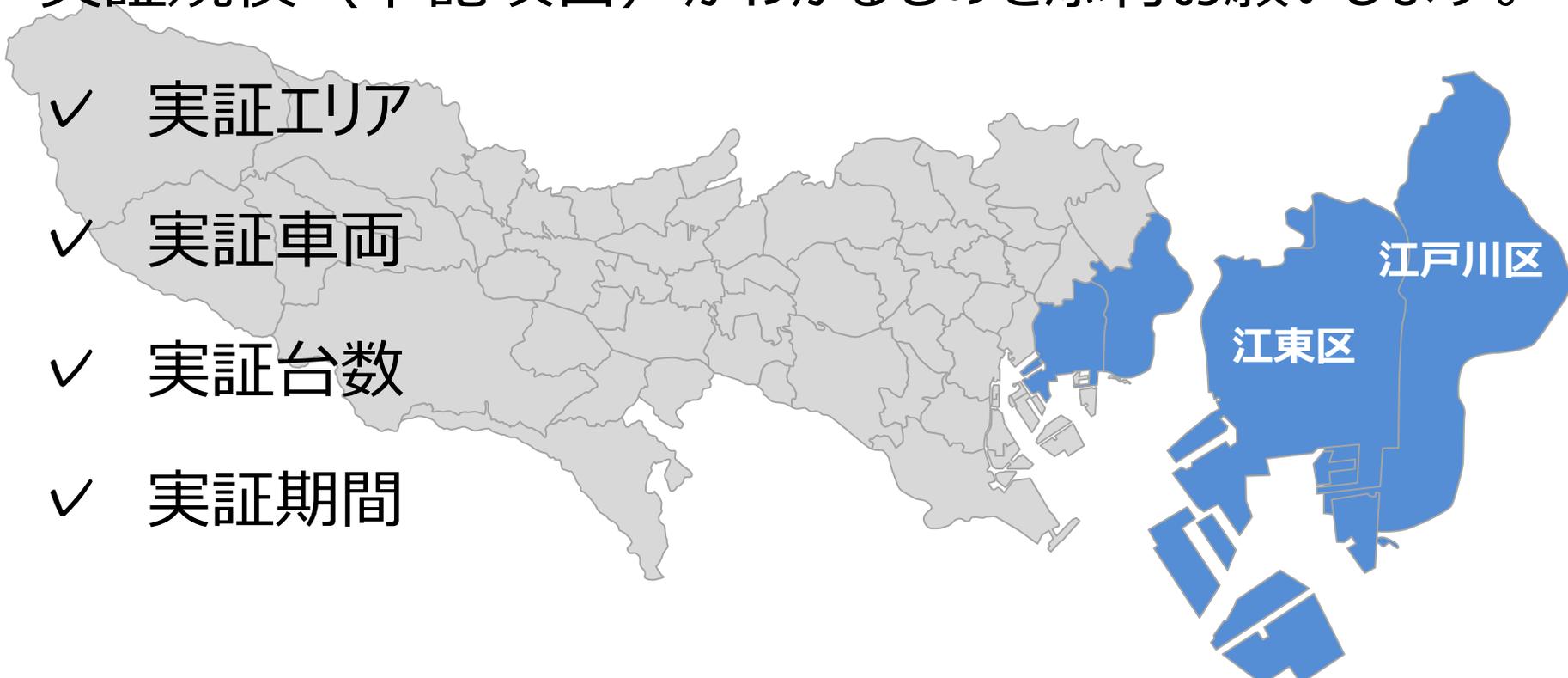
事業戦略ビジョンフォーマット P16 (2.研究開発計画/(3)実施スケジュール)

総事業規模と国費負担額についてはTRL*ごとに設定された3段階の補助率（研究開発社会実装計画 P.20に記載）に基づき計算し、記載してください。本プロジェクトにおけるTRLの水準と補助率については以下の表も参考にしてください。

補助率	TRL	本プロジェクトにおける定義	Exit Criteria	GI基金事業 共通定義
対象外	～2	データ収集手段が無い。エネルギー、運行の管理システムがない等		対象外
2/3	3	データを活用したエネルギーマネジメント・運行管理の最適化機能または最適化コンセプトの動作確認	基本機能の動作確認	技術コンセプトの確認
	4	エネマネと運行管理の部分的な統合	重要機能の動作検証と実運用模擬環境の定義	応用的な開発
	5	実装するためのI/F開発 実運用模擬環境でのプロトタイプ実装	End-to-endシステムの動作確認と大規模化要件の提示。	ラボ・ベンチテスト
1/2	6	実運用環境でのプロトタイプ実装	実運用環境における大規模化問題を明確化・定量化	パイロット実証
1/3	7	実運用環境（フルスケール）での動作確認。	実運用環境で目標とするCO2削減またはエネルギー利用の効率化を達成	プレ商業実証、トップユーザテスト
対象外	8			初期商業生産
	9			大量生産
	10			事業の統合
	11			安定性の証明

実証規模（下記項目）がわかるものを添付お願いします。

- ✓ 実証エリア
- ✓ 実証車両
- ✓ 実証台数
- ✓ 実証期間



【イメージ図】 EVトラック



EVタクシー



EVバス

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明
4. 事業戦略ビジョン（提案書）の作成について
5. **事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について**
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

助成対象外

- 電気代 (事業所電力・電気自動車への充電費用など)
- 発電設備 (事業所の太陽光発電設備など)
- 水素貯蔵・水素充填設備 (いわゆる水素ステーション)
- 非電動車の運行・維持管理に必要な費用
電動化効果定量化のために、置き換え前の車両でデータ取得等行うことが想定されますが、その場合の運行・維持管理費用です。
- 保険料 (車両保険・自賠責保険・任意保険料等)
リースの場合でもこの分を明確にし、計上しないでください。
- 税金 (消費税および自動車の取得・維持に係る税金全般)
- 車両の営業運行・維持管理のための労務費
- 非電動車でも必要となる電動車保守費用 (定期点検・消耗品交換、定期交換部品交換等)
- 車両のリサイクル料金

助成対象

- 設備：充電器、充電器利用に必要な受変電設備、その設置のための付帯工事
- 水素燃料代：燃料電池自動車用 (定率助成または差額助成)
- 車両保守：電動車特有の保守費用で比較対象となる非電動車よりも高額となるもの (駆動用バッテリー交換等)
- 労務費：車両のデータ取得のために営業運行する車両の運行・維持管理とは別に必要となる労務費
データ取得のための追加作業のため、テストコースでの実証実験のために必要となる労務費など。

これらに該当しないものについては課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアルをご確認いただくか
問い合わせ先までメールでご相談ください。

★3/18に資料を更新しましたので、最新版のダウンロードをお願いいたします。

仕様ベースファイル群

- ◆ 車両_購入.xlsx
購入車両の代表仕様+金額根拠資料
- ◆ 車両_リース.xlsx
車両リースの代表仕様+金額根拠資料
- ◆ 設備_購入.xlsx
購入設備の代表仕様+金額根拠資料
- ◆ 設備_リース.xlsx
設備リースの代表仕様+金額根拠資料
- ◆ 車両_保守.xlsx
全車両全期間保守費計画資料
- ◆ 設備_保守.xlsx
全設備全期間保守費計画資料
- ◆ 水素燃料代.xlsx
水素燃料代全期間計画資料

◆ 年度毎積算表.xlsxm
全設備全期間保守費計画資料

仕様ファイル複製処理
仕様管理番号*を変えて複製

仕様ファイル群

- VehP1~n.xlsx
車両_購入.xlsxの複製
- VehL1~n.xlsx
車両_リース.xlsxの複製
- EquP1~n.xlsx
設備_購入.xlsxの複製
- EquL1~n.xlsx
設備_リース.xlsxの複製

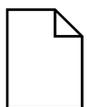
仕様データの読み込み
年度毎の全ての費用を読み込み

年度毎費目別積算表作成
積算用総括表への転記

提案者が全仕様修正・確認
ファイル名は変更しないでください。



上記ファイルの記載例



別紙 1 : 積算用総括表 (助成事業) .xlsx

資料作成について

- 提案する事業で利用を計画している全電動車等について、車両運行者が提案者かどうかに関わらず、**提案者がとりまとめて提出**してください。

外注先は現時点で決まっていないため、車両運行者が外注先となる場合の電動車等も全て含めてください。

購入について

- 車両/設備の**仕様・購入年度・車両運行者毎**に仕様管理番号（仕様ファイル）を分けてください。

同じ仕様でも購入年度が異なる場合は別の仕様管理番号としてください。

リースについて

- 車両/設備の**仕様・リース開始年度・リース期間・車両運行者毎**に仕様管理番号（仕様ファイル）を分けてください。

- **1つの仕様ファイルでSG（ステージゲート）審査時期を超えてリース期間を設定しないでください。**

• TRLが変わり、助成額が異なるため。実際に事業内では交付決定期間内（ステージゲート前まで）しか計上できないため。

例）SG審査1年前に3年リースをする場合、1年分+2年分で仕様管理番号（仕様ファイル）を分けてください

尚、事業期間中にこのようなケースとなる場合、SG審査結果により後半2年分の助成可否が決まるため助成されない可能性があることを前提にリース契約するかどうかをご判断ください。

- **リース契約期間とリース費計上期間（SG審査をまたがない）**を記載してください。

SG審査時期をまたいだリース契約となっているかどうかの判断のため

- **保守費が含まれるリース契約の場合、比較対象でも同様の契約内容**としてください。その際、車両_リース.xlsxの保守費欄は空欄で構いません。

リース費に含まれる助成対象外費用（非電動車でも必要となる車両保守費用）等を排除するためです。

仕様管理番号とは

- 電動車等の**入手方法の種類とタイミング**を確認するための番号です。**原則連番としてください。**

比較対象車とは

- 公募要領で「既存の内燃機関車」と記載しておりますが、これは現在利用している内燃機関車ではなく、導入する電動車と同等性能・機能の現在販売されている内燃機関車を指します。

比較対象車の情報については電動車と同様に概算見積もり書等によりご説明ください。

- 現在営業運行している置き換え対象の非電動車と同等性能・機能の電動車を導入したい場合に、同等性能の電動車が市販されていない場合は、最も近い仕様の電動車を導入することを前提に、現在営業運行している非電動車の新車を比較対象車とすることが認められます。

ファイル名・シート名について

- 仕様ファイル群は仕様ベースファイル群と同じフォルダに作成されます。
- 仕様ファイル群と「◆年度毎積算表.xlsx」は同じフォルダに置いてください。
- ◆で始まるファイルは先頭5文字を変えないでください。
- 仕様ファイル群の名称を変更しないでください。末尾の番号は仕様管理番号となります。
- 全てのファイル（含：別紙 1 積算用総括表）はシート名を変更しないでください。

読み込み等の処理がうまくいかなかった場合

- 以下の問い合わせ先までメールでお知らせください。

省エネルギー部 岡子、皆川、植松、奥山

Email : gi-smamobi-kobo@ml.nedo.go.jp

電気自動車・燃料電池自動車への置き換え費用及びその関連設備費用（以下「電動車等費用」）が発生する

助成事業者と車両運行者が
同一である

助成事業者と車両運行者が
異なる

助成額の算出方法 以下の算出パターンの中で最も低い額を助成する。

- ・電動車等費用に定率※を乗じた額 > 車格毎に設定する上限額 → **上限額**
- ・電動車等費用に定率を乗じた額 > 電動化に要する経費（価格差） → **価格差**
- ・電動車等費用に定率を乗じた額 < 電動化の際の差額経費 or 上限額 → **定率を乗じた額**

【パターン1】
助成事業者
= 車両運行者

車格毎に設定する上限額

【パターン2】
助成事業者
= 車両運行者

電動化に要する経費（価格差）

【パターン3】
助成事業者
= 車両運行者

電動車等費用に定率を乗じた額

【パターン4】
助成事業者
≠ 車両運行者

車格毎に設定する上限額

【パターン5】
助成事業者
≠ 車両運行者

電動化に要する経費（価格差）

【パターン6】
助成事業者
≠ 車両運行者

電動車等費用に定率を乗じた額

※定率はTRLが高くなるのに合わせ2/3、1/2、1/3に逡減していく。

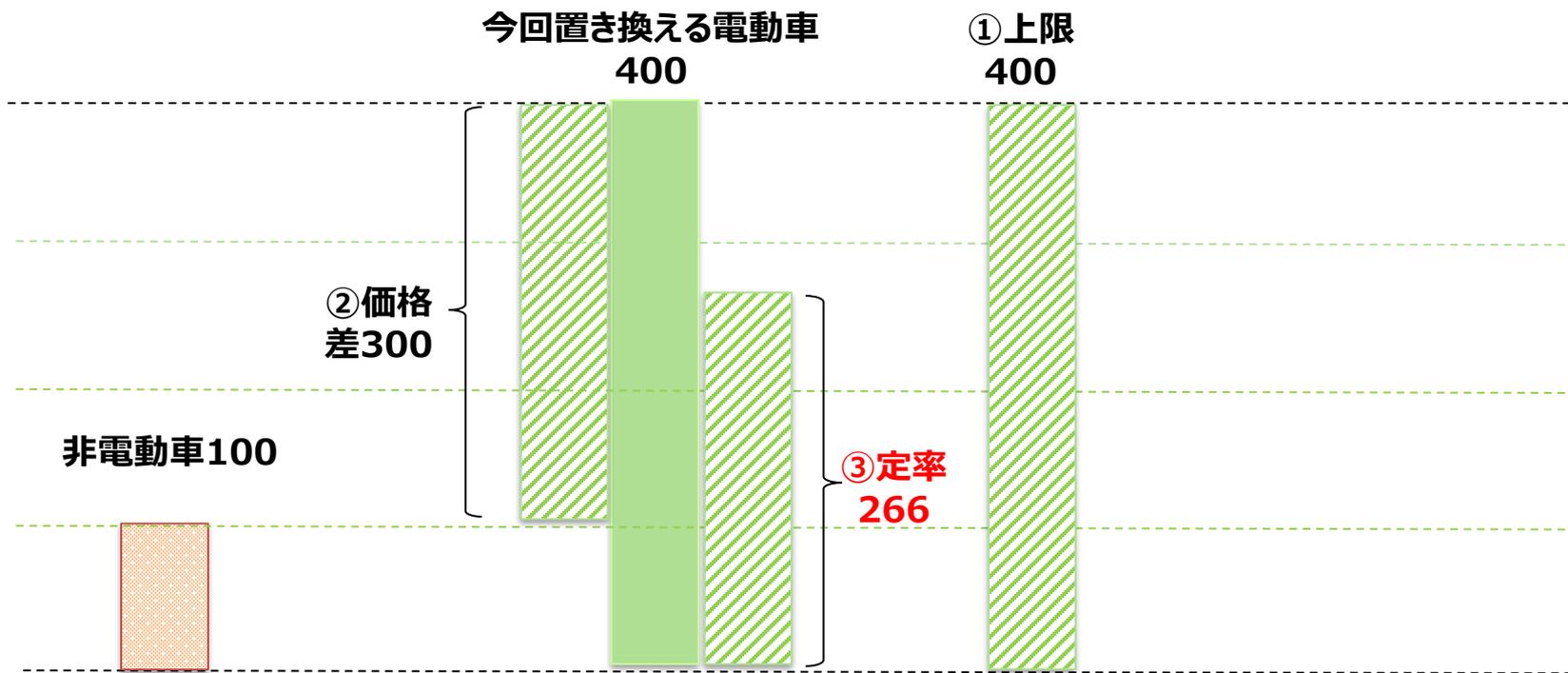
(例1) 定率になる場合

- ・比較対象となる非電動車：100
- ・今回置き換える電動車：400

以下①②③の金額を比較し、最も低い額を助成する。

- ①上限額(400の場合)：400
- ②価格差： $400 - 100 = 300$
- ③定率(2/3の場合)： $400 \times 2/3 = 266$

この場合は③定率266が助成上限となる。



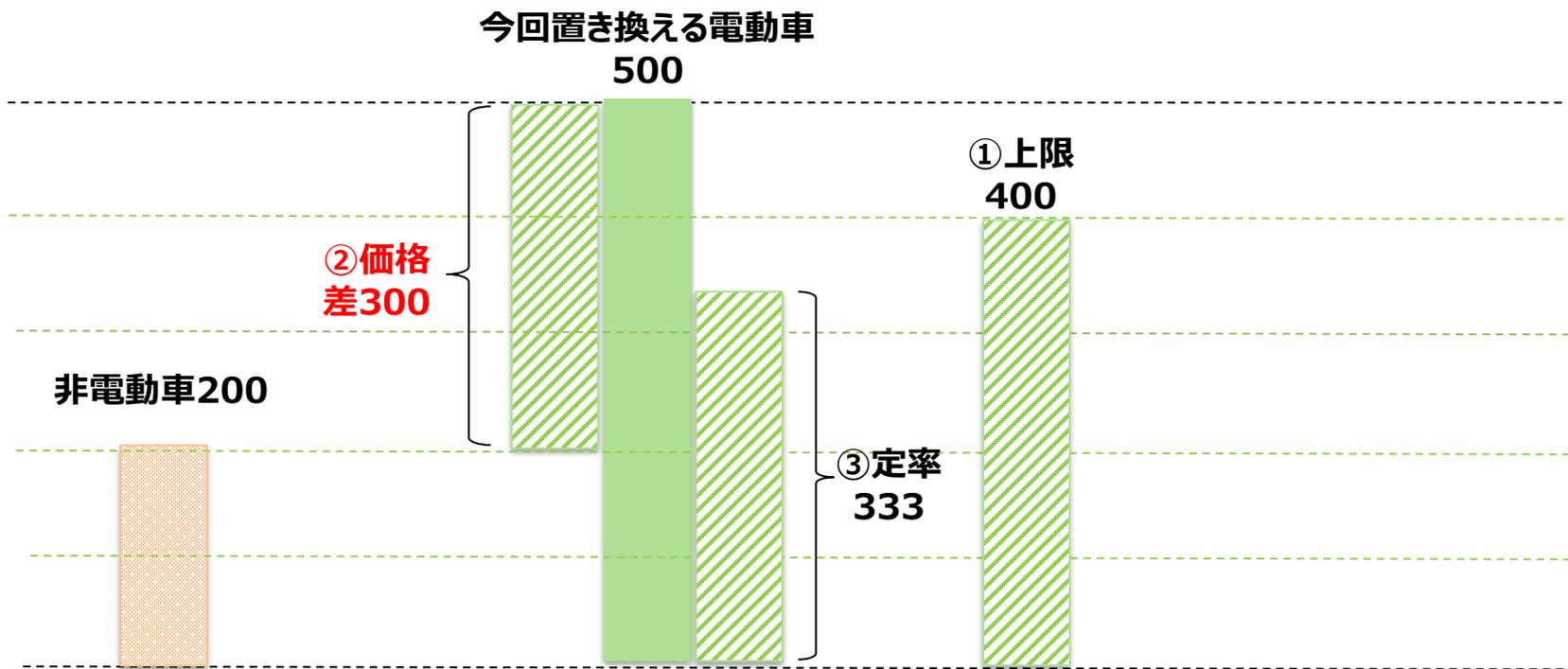
(例2) 価格差になる場合

- ・比較対象となる非電動車：200
- ・今回置き換える電動車：500

以下①②③の金額を比較し、最も低い額を助成する。

- ①上限額(400の場合)：400
- ②価格差： $500 - 200 = 300$
- ③定率(2/3の場合)： $500 \times 2/3 = 333$

この場合は②価格差300が助成上限となる。



(例3) 上限額になる場合

- ・比較対象となる非電動車：200
- ・今回置き換える電動車：1000

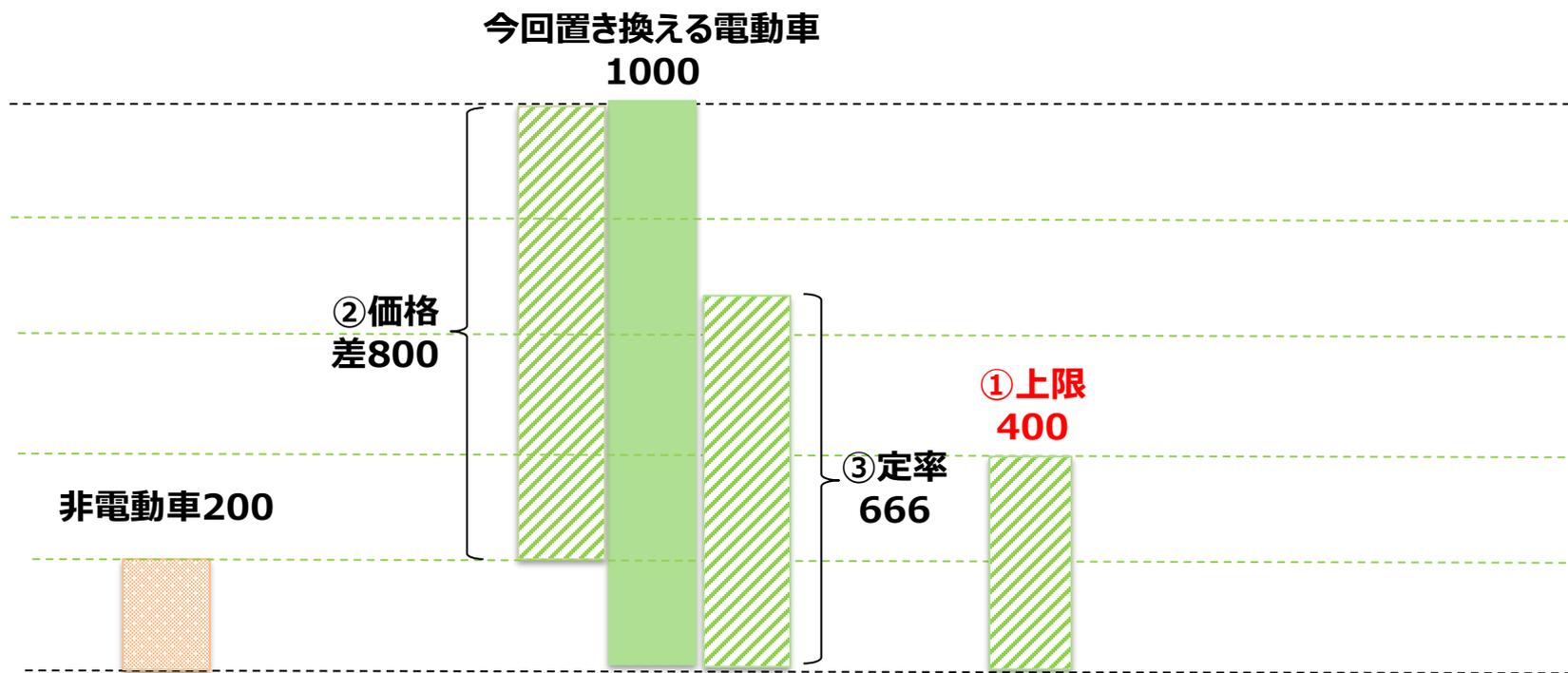
以下①②③の金額を比較し、最も低い額を助成する。

① **上限額(400の場合)：400**

② 価格差： $1000 - 200 = 800$

③ 定率(2/3の場合)： $1000 \times 2/3 = 666$

この場合は①上限額400が助成上限となる。

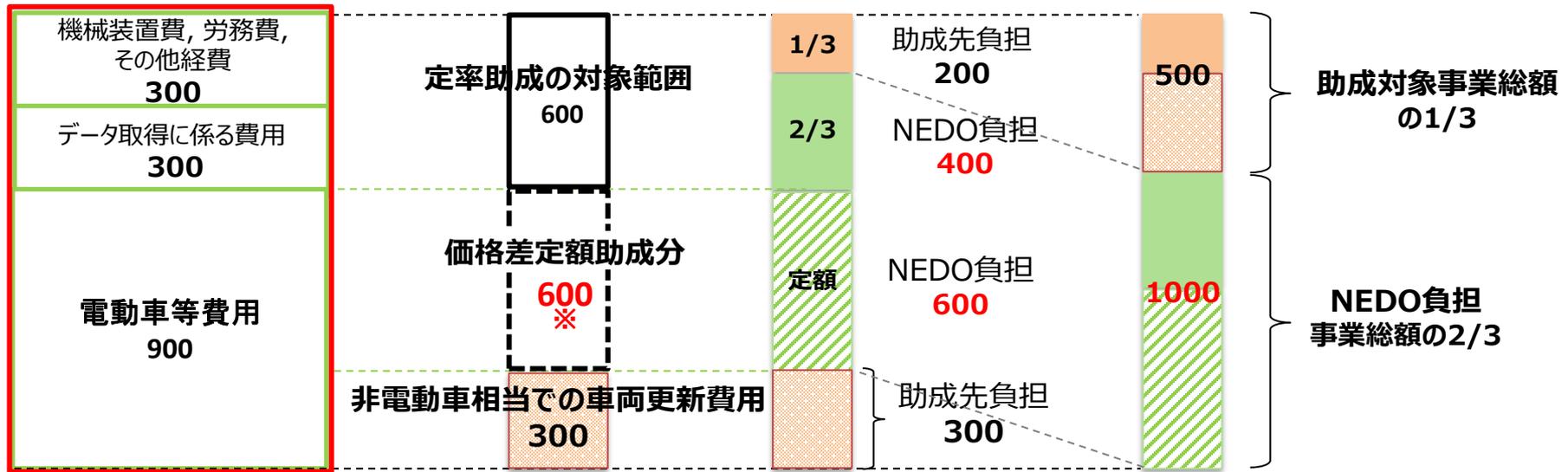


・助成先 = 車両運行者の場合

助成対象事業総額1500

: NEDO負担分

 : 助成先負担分

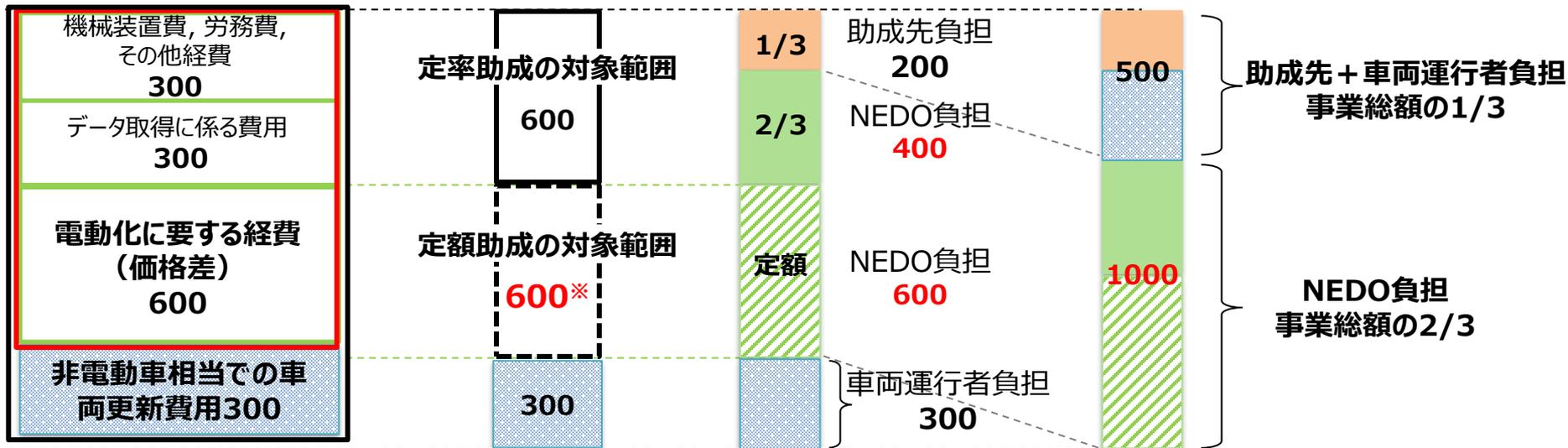


※「車格毎に設定する上限額」「電動化に要する経費（価格差）」「電動車等費用に定率を乗じた額」のうち最も低い額を車両運行事業者の見積もり計上可能額とする。

・助成先≠車両運行者バージョン

事業総額1500

(うち助成対象事業総額1200)



※「車格毎に設定する上限額」「電動化に要する経費（価格差）」「電動車等費用に定率を乗じた額」のうち最も低い額を車両運行事業者の見積もり計上可能額とする。

● 委託事業と補助事業の連携のための委員会

NEDOに設置し、委員 + 委託事業者・助成事業者が参加。

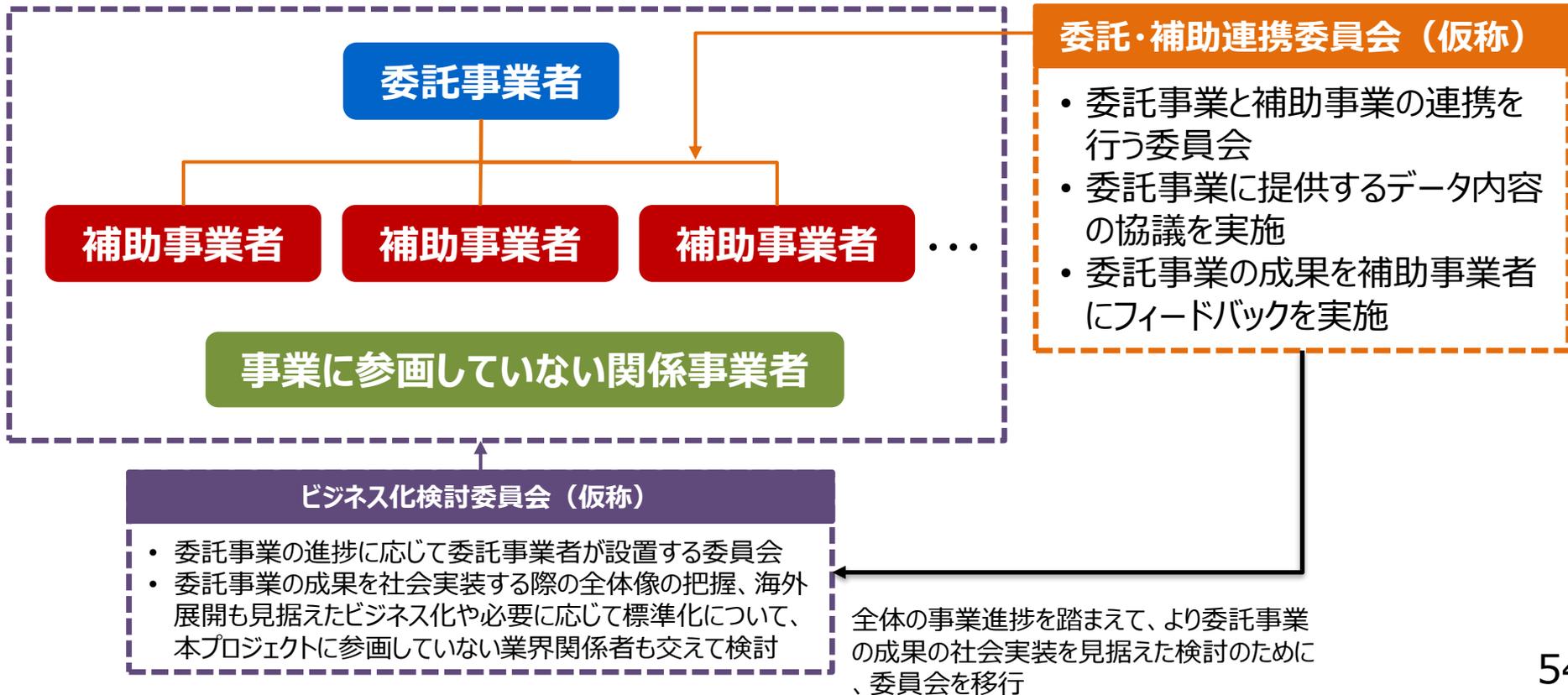
- 委託事業へのデータ提供について（データマネジメントプラン）を協議し決定する。

- 委託事業成果を助成事業にフィードバックする。

↓（委託事業成果のできたら）

● 社会実装に向けて海外展開も見据えたビジネスモデルのあり方を検討するための委員会

委託事業内に設置し、委員 + 委託事業者・助成事業者 + 社会実装に関係する事業者が参加

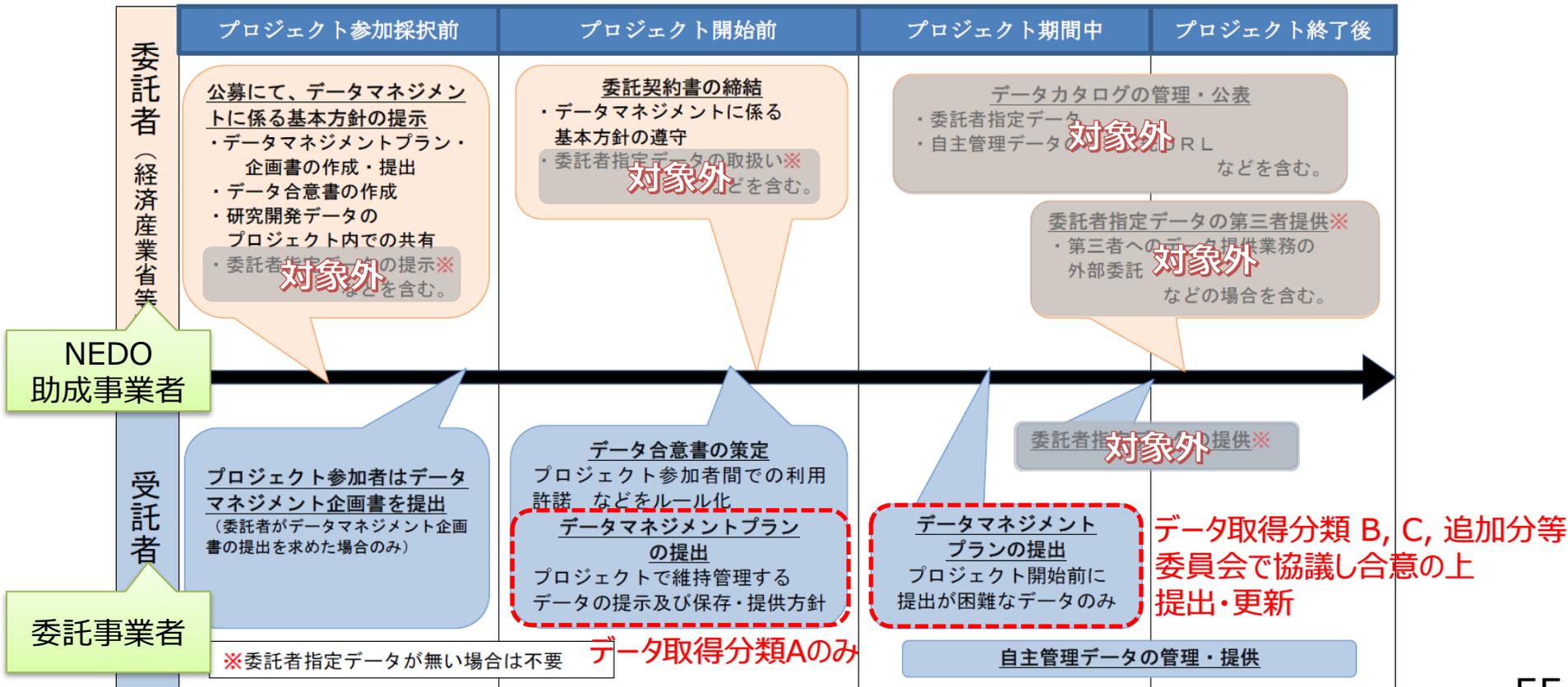


(委託事業者向け) データマネジメント

公募要領P24-25

本プロジェクトは**データマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用**します。また、本プロジェクトでは委託事業において助成事業者から提供されるデータを扱うことから、**助成事業者に対しても同データマネジメント基本方針に従うことを約束**し、データマネジメントプランについては委託・補助連携委員会（仮称）で合意することとします。追加データ提供が必要な場合は、同委員会で審議の上、データマネジメントプランを更新することとします。

2-1 データマネジメントの全体フロー



以下がNEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針に書かれているデータマネジメントプランに記載する項目です。

1. 研究開発データの名称
2. 研究開発データを取得または収集した者
3. 研究開発データの管理者
4. データの分類（自主管理データと記載）
5. 研究開発データの説明
6. 研究開発データの想定利活用用途
7. 研究開発データの取得または収集方法
8. 研究開発データ利活用・提供方針
9. （他社に提供する場合）円滑な提供に向けた取組
（秘匿して自ら利活用する場合）秘匿期間、秘匿理由
10. リポジトリ（プロジェクト期間中、終了後）
11. 想定データ量
12. 加工方針（ファイル形式、メタデータに関する事項を含む）
13. その他（サンプルデータやデータ提供サイトのURL）

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明
4. 事業戦略ビジョン（提案書）の作成について
5. 事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

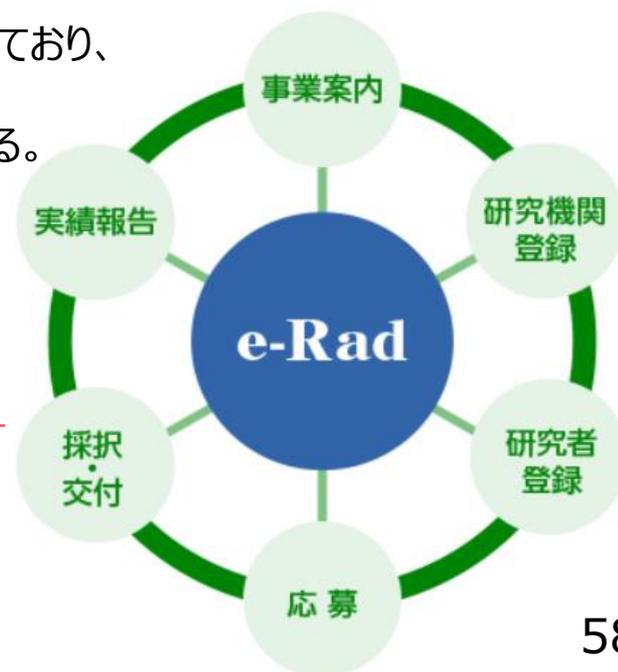
研究開発経費の適切な配分のためのオンライン研究開発管理システム

<https://www.e-rad.go.jp/>

府省共通研究開発システム（e-Rad）は、各府省等が所管する競争的資金制度を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステム。

e-Radは、公募型の研究資金制度を所管する関係9府省により運営しており、各府省の協力の下、文部科学省がシステムの開発及び運用を行っている。

N E D Oでは、e-R a d上での研究開発課題の登録に加え、別途提案書等の応募書類の提出をお願いしております。



公募への応募におけるe-Rad手続きの流れ

公募要領を確認

★基本的な操作方法はe-Radホームページの操作マニュアル・応募編をご参照ください

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

↓
提案者の
e-Radアカウントの取得

注意点①：e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録

↓
e-Rad上で公募へ応募

注意点②：提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力
注意点③：研究代表者、研究分担者の登録

↓
e-Radで登録した応募内容提案書を添付し、NEDOに提出

※ e-Rad 応募情報入力時の画面下部
「応募内容提案書のプレビュー」からPDFファイルをダウンロードしてください



※ 公募締切後の課題の変更・修正については、担当者にご相談ください。
内容を確認後、e-Rad配分機関（NEDO）より、修正依頼を送信いたします。

注意点① e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録について

■ 参照箇所

e-Rad ホームページ : <https://www.e-rad.go.jp/index.html>

ホームの上方メニューから

「登録・手続き」 > 「研究機関向け」、もしくは「研究者向け」 > 「新規登録の方法」

登録済の研究機関に所属している場合

所属研究機関において研究者登録が可能ですので、所属機関のe-Rad事務担当にアカウント発行を依頼してください。

研究機関が未登録の場合

研究機関の登録から始める必要があります。

研究機関の新規登録申請を行うよう、所属機関の事務担当に依頼してください。

研究機関に所属していない場合

e-Radに用意してある様式から、ご自身で郵送による研究者の登録申請を行ってください。

※最大で2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

注意点② 提案額（委託）、又は交付申請額（助成）の入力について

- ・「研究経費」には応募時点での提案額、又は交付申請額を入力してください。
- ・提案書を基に直接経緯・間接経費・再委託費・共同実施費の項目に入力してください。
もし配分が困難な場合には、全額を直接経費の欄に入力ください。
(※) 直接経費の細分項目が設定されている場合には一番の上の項目に入力してください。

基本情報
研究経費・研究組織
応募・受入状況
業績情報
略歴情報

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

	上限	下限
直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計	(設定なし)	1千円
間接経費	(設定なし)	-
再委託費・共同実施費	(設定なし)	(設定なし)

2.年度別経費内訳 (単位：千円)

	2018年度	2019年度	合計	
直接経費	直接経費（機械装置等費） 必須	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	0 千円
	直接経費（労務費） 必須	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	0 千円
	直接経費（その他経費） 必須	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	0 千円
	小計	0 千円	0 千円	0 千円
間接経費	間接経費 必須	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	0 千円
再委託費・共同実施費	再委託費・共同実施費 必須	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	<input style="width: 80%;" type="text"/> 千円	0 千円
合計	0 千円	0 千円	0 千円	

61

注意点③ 研究代表者、研究分担者の登録について

・NEDOでは、**研究代表者の欄に提案書の代表者**、研究分担者の欄にその他の提案者や、**再委託、共同実施先**となる研究者を登録をお願いします（他機関では異なることがあります）。

・原則、1つの研究機関に対して研究者1名登録してください（なお2名以上登録する必要がある場合、この限りではありません）

（※）基本的な方針として研究者の登録を推奨しておりますが、状況に応じて事務担当者のアカウントでの登録も可能ですので、ご相談ください。

（※）「技術研究組合」は、技術研究組合名義の代表者1名を登録してください

経費の入力

「研究経費」の欄で入力した金額と、各研究者の研究経費欄の合計金額が一致する必要があるため、前項の金額を参照の上、入力してください

エフォートの入力

e-Radにおける他の応募・もしくは既に実施している課題との兼ね合いで、ご自身で管理されているエフォート合計値が100を超えない値を入力してください。

（※）100を超えた場合、他の応募登録の際にエラーメッセージが表示される可能性があります。

研究代表者の欄 →

研究分担者の欄 →

金額を配分して記載することが困難な場合には、代表者に全額入力も可

（※）なお、採択後にNEDO側で確定金額を入力します。

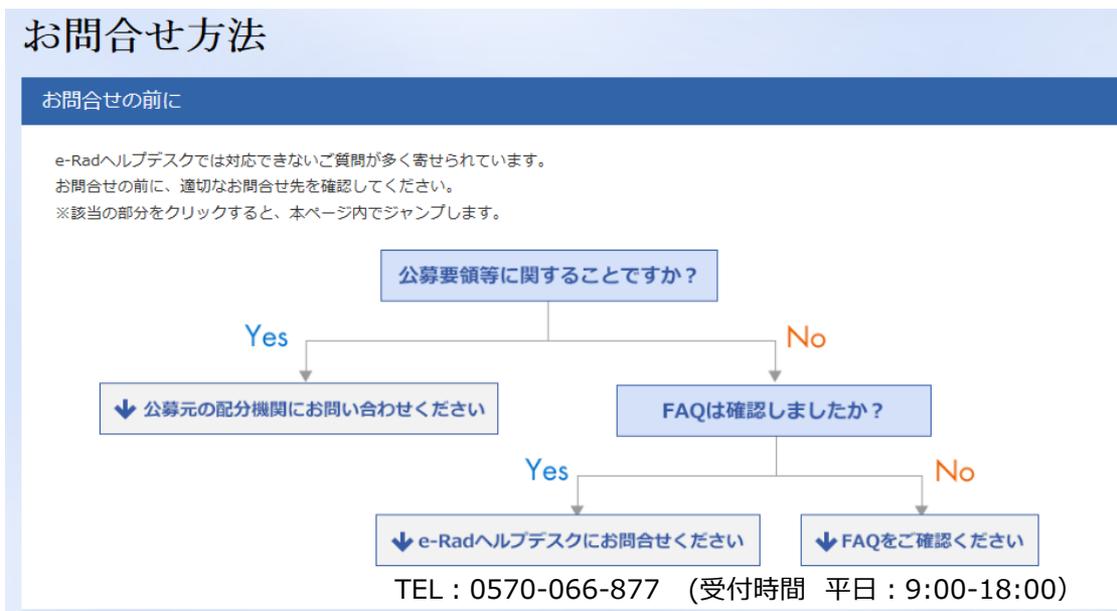
	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費・間接経費・再委託費・共同実施費の合計	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円
再委託費・共同実施費	0千円	0千円	0千円

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部署 職/職階 <small>必須</small>	専門分野 学位 役割分担 <small>必須</small>	直接経費 間接経費 再委託費 共同実施費 (千円) <small>必須</small>	エフォート (%) <small>必須</small>	閲覧・編集権限	削除	移動
	代表者			直接経費 間接経費 再委託費・共同実施費 千円				
検索				直接経費 間接経費 再委託費・共同実施費 千円		無し		

【参考】問い合わせ先

1. e-Radの操作に関する質問は下記を参照のこと

- 研究者用操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
- 所属研究機関の e-Rad 担当窓口
- e-Radヘルプデスク



ヘルプデスクへの連絡に際し、

- e-Radにログインし、操作マニュアルを開いた状態での連絡だと対応がスムーズとなります。
- 公募の締切日直前等は電話回線が混雑する場合があります。

詳しくはコチラ <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

2. 上記で解決しない場合にはNEDO公募担当者へ

連絡の際には、公募名、研究者氏名、研究者番号、エラーメッセージのスクリーンショット等をご準備の上ご連絡ください。

「スマートモビリティ社会の構築」プロジェクト 公募説明会 式次第

1. プロジェクト概要
2. 本公募の流れ
3. グリーンイノベーション基金事業に係る補足説明
4. 事業戦略ビジョン（提案書）の作成について
5. 事業戦略ビジョン以外の提出書類の作成について
6. e-Rad への登録方法について
7. 質疑応答

グリーンイノベーション基金事業/ スマートモビリティ社会の構築

追加の質疑応答について

メールによるご質問受付期間: 3/22~4/25

宛先 : スマートモビリティ社会の構築プロジェクト事務局

E-mail : gi-smamobi-kobo@ml.nedo.go.jp

ご応募、お待ちしております。

「グリーンイノベーション基金事業/スマートモビリティ社会の構築」

資料名	No.	該当項目・内容	問	答
1. 別添1 事業戦略 ビジョン	1-1	P.13 2. 研究開発計画/ (1) 研究開発目標	エネルギー利用最適化及びCO2排出量削減の定量目標は、ステージ毎に設定が必要か。また、当該目標はどこに記載すればよいか。	エネルギー利用最適化及びCO2排出量削減の定量目標は、最終的なアウトプットに加え、ステージ毎の目標も設定してください。目標値は事業戦略ビジョンP.13 2. 研究開発計画/ (1) 研究開発目標に、アウトプット目標として記載してください。
	1-2	P.13 2. 研究開発計画/ (1) 研究開発目標	コンソーシアムで提案の場合、CO2の削減効果はコンソーシアムとして共通の物を示すのか。あるいは各社でそれぞれ示すのか。	どちらでお示し頂いても構いません。コンソーシアムとして共通の目標値を設定頂く事も可能です。また、各社で取組みが分かれていて各々目標値を設定するほうが適切であるとされる場合は、分けて記載頂く事も可能です。
	1-3	P.13 2. 研究開発計画/ (1) 研究開発目標	事業戦略ビジョンフォーマットP.13~18「2.研究開発計画」に記載が求められているエネルギー利用最適化及びCO2排出量削減と言ったアウトプットの定量目標やKPI等について、それぞれの整合は必要か。	必要です。
	1-4	P.19 3.イノベーション推進体制	経営層のコミットメントについて、定量的・具体的な指標はあるか。	具体的な指標はございません。毎年開催されるWG等で、経営層のコミットメントが十分であるか、状況を確認させていただきます。体制変更等によって不備が生じた場合、改善点を指摘していきます。
	1-5	P.20 3.イノベーション推進体制/ (1) 組織内の事業推進体制	コンソーシアムで提案の場合、研究開発責任者やチームリーダーはコンソーシアムの幹事企業と共同提案企業で記載内容が異なる理解で良いか。	ご理解のとおりです。当該のページは提案頂く企業様または団体様ごとに、内容が異なるかと思えます。コンソーシアムの場合でも、各社でそれぞれ研究開発責任者やチームリーダーを置いてください。
	1-6	P.20 3.イノベーション推進体制/ (1) 組織内の事業推進体制	専任メンバーは各チームに必須か。	必須ではございません。ご提案者様に適当な体制が組まれるようご検討ください。
2. 別添2 研究開発責任者及び チームリーダーの研究 等経歴書	2-1	全体	コンソーシアムで提案の場合、研究開発責任者やチームリーダーはコンソーシアムの幹事企業と共同提案企業で記載内容が異なる理解で良いか。	ご理解のとおりです。当該のページは提案頂く企業様または団体様ごとに、内容が異なるかと思えます。コンソーシアムの場合でも、各社でそれぞれ研究開発責任者やチームリーダーを置いてください。
	2-2	全体	当該資料は幹事企業分のみを提出すれば良いか。	幹事となる企業様または団体様だけでなく、共同提案される企業様や団体様も当該資料の提出が必要です。
3. 公募要領	3-1	P.7 2. プロジェクト概要 (2) 目標【研究開発内容 (2)】	助成対象となるシステム開発の規模感（エリア・台数）はどの程度か。	最終的にフルスケールでの実証が出来るレベルのシステムを開発頂くところまでは、本助成事業における研究開発の対象です。
	3-2	P.12 3. 応募要件	事業総額が少額でも提案は可能か。	事業費や助成金額の下限は設定していません。本プロジェクトで求めている「商用車運用の実証を伴う活動」であれば、事業費や助成金額が少額であってもご提案頂く事は可能です。
	3-3	P.12 3. 応募要件 (2) 対象費用 (助成)	ソーラーパネルは助成の対象か。	再生可能エネルギーを含む全ての発電設備は、助成の対象外です。
	3-4	P.12 3. 応募要件 (2) 対象費用 (助成) 6)	電動化に要する費用（電動車と既存の内燃機関車との価格差）は事業期間内で、差が拡大したり縮小したりする可能性があると考えられるが、助成額の算出方法が見直される予定はあるか。	ございません。このようなことも想定の上で、「種別毎に設定する上限額」、「電動化に要する経費（電動車と既存の内燃機関車との価格差）」及び「電動車等費用に定率を乗じた額」のいずれかで助成額が決まる算出方法としております。
	3-5	P.12 3. 応募要件 (2) 対象費用 (助成) 6)	電動化に要する費用（電動車と既存の内燃機関車との価格差）は事業の初年度で算出するのか、あるいは随時算出する必要があるか。	「電動化に要する経費（電動車と既存の内燃機関車との価格差）」は、当該の電動車等を購入されるのであれば購入する時、リースなら当該リースの契約を開始する時に算出頂きます。